

平成20年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

老人保健特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

公共下水道事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第14号

平成20年度能美市一般会計予算

平成20年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,532,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(能美市一般会計)

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7, 544, 979
	1 市民税	3, 218, 143
	2 固定資産税	3, 314, 626
	3 軽自動車税	79, 506
	4 市たばこ税	293, 800
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	1
	7 入湯税	12, 000
2 地方譲与税	8 都市計画税	626, 902
		265, 000
	1 自動車重量譲与税	200, 000
3 利子割交付金	2 地方道路譲与税	65, 000
		20, 000
4 配当割交付金	1 利子割交付金	20, 000
		20, 000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 配当割交付金	20, 000
		15, 000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000
6 地方消費税交付金		450,000
	1 地方消費税交付金	450,000
7 ゴルフ場利用税交付金		50,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,000
8 自動車取得税交付金		145,000
	1 自動車取得税交付金	145,000
9 地方特例交付金		65,600
	1 地方特例交付金	44,100
	2 特別交付金	21,500
10 地方交付税		4,208,200
	1 地方交付税	4,208,200
11 交通安全対策特別交付金		9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
12 分担金及び負担金		721,682
	1 分 担 金	27,824
	2 負 担 金	693,858

(単位：千円)

款	項	金 額
13 使用料及び手数料		388,699
	1 使用料	366,641
	2 手数料	22,058
14 国庫支出金		1,312,596
	1 国庫負担金	575,589
	2 国庫補助金	727,685
	3 国庫委託金	9,322
15 県支出金		853,401
	1 県負担金	363,204
	2 県補助金	373,813
	3 県委託金	116,384
16 財産収入		48,410
	1 財産運用収入	43,400
	2 財産売払収入	5,010
17 寄附金		19,137
	1 寄附金	19,137
18 繰入金		1,009,668

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 基金繰入金	1,009,668
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		488,428
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	10
	3 貸付金元利収入	305,324
	4 雑 入	182,292
	5 受託事業収入	800
21 市 債		2,847,200
	1 市 債	2,847,200
歳 入	合 計	20,532,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		217,770
	1 議会費	217,770
2 総務費		1,772,048
	1 総務管理費	1,403,098
	2 徴税費	253,311
	3 戸籍住民基本台帳費	67,935
	4 選挙費	33,037
	5 統計調査費	3,214
	6 監査委員費	11,453
3 民生費		5,839,455
	1 社会福祉費	2,394,457
	2 児童福祉費	3,307,197
	3 生活保護費	137,761
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,477,485
	1 保健衛生費	681,465
	2 環境衛生費	183,458

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 清 掃 費	6 1 2, 5 6 2
5 労 働 費		3, 6 9 1
	1 労 働 費	3, 6 9 1
6 農林水産業費		6 7 6, 1 7 1
	1 農 業 費	5 5 0, 4 8 5
	2 林 業 費	1 2 5, 6 3 6
	3 水 産 業 費	5 0
7 商 工 費		8 1 9, 7 7 7
	1 商 工 費	8 1 9, 7 7 7
8 土 木 費		3, 5 8 1, 3 8 2
	1 土 木 管 理 費	1 0 8, 9 8 3
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1, 1 3 3, 8 1 1
	3 河 川 費	6 4, 3 2 7
	4 都 市 計 画 費	2, 2 0 0, 1 3 1
	5 住 宅 費	7 4, 1 3 0
9 消 防 費		4 6 4, 3 9 0
	1 消 防 費	4 6 4, 3 9 0

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教育費		2,499,227
	1 教育委員会費	274,841
	2 小学校費	337,307
	3 中学校費	678,816
	4 幼稚園費	352
	5 社会教育費	694,244
	6 保健体育費	513,667
11 災害復旧費		500
	1 災害復旧費	500
12 公債費		3,147,594
	1 公債費	3,147,594
13 諸支出金		22,510
	1 基金費	22,510
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	20,532,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
市有固定資産管理事業及び財務諸表作成業務	平成 2 1 年度から 平成 2 3 年度まで	32,739千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
湯野地区児童館建設事業債	344,200	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
県営土地改良事業負担金	34,600			
道路整備事業債（林道）	11,600			
臨時地方道整備事業債	121,500			
地方特定道路整備事業債	154,900			
交通安全施設等整備事業債	9,300			
小松インター線整備事業債	266,000			
北中央線整備事業債	4,200			
福岡赤井線整備事業債	5,000			
赤井町8号線整備事業債	4,700			
市道第83号線整備事業債	3,800			
根上中央線整備事業債	3,800			
水辺環境整備事業債	13,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
地方特定道路整備事業債（街路）	225,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率）	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
中心街活性化事業債	740,900			
里山公園整備事業債	64,800			
栗生住宅建設事業債	21,200			
辰口中学校建設事業債	286,900			
臨時財政対策債	531,500			
計	2,847,200			

議案第15号

平成20年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成20年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,010,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(能美市国民健康保険特別会計)

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市国民健康保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,084,210
	1 国民健康保険税	1,084,210
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		941,327
	1 国庫負担金	744,222
	2 国庫補助金	197,105
4 療養給付費等交付金		240,722
	1 療養給付費等交付金	240,722
5 前期高齢者交付金		863,623
	1 前期高齢者交付金	863,623
6 県支出金		167,895
	1 県負担金	18,480
	2 県補助金	149,415
8 共同事業交付金		418,172
	1 共同事業交付金	418,172
9 財産収入		820

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	8 2 0
10 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
11 繰 入 金		2 9 2, 9 6 6
	1 一般会計繰入金	2 2 3, 9 6 6
	2 基金繰入金	6 9, 0 0 0
12 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
13 諸 収 入		2 3 5
	1 延滞金加算金及び過料	5 0
	2 預 金 利 子	1 0
	4 雑 入	1 7 5
歳 入	合 計	4, 0 1 0, 0 0 0

平成20年度能美市老人保健特別会計予算

平成20年度能美市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(能美市老人保健特別会計)

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市老人保健特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		212,702
	1 支払基金交付金	212,702
2 国庫支出金		124,801
	1 国庫負担金	124,801
3 県支出金		31,201
	1 県支出金	31,201
4 繰入金		31,200
	1 一般会計繰入金	31,200
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		95
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	92
歳入	合計	400,000

議案第17号

平成20年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(能美市後期高齢者医療特別会計)

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市後期高齢者医療特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		320,983
	1 後期高齢者医療保険料	320,983
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 寄附金		20
	1 寄附金	20
4 繰入金		96,907
	1 一般会計繰入金	96,907
5 諸収入		70
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	20
	3 雑入	30
歳入	合計	418,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		8,270
	1 総務管理費	566
	2 徴収費	7,704
2 後期高齢者医療広域連合納付金		409,670
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	409,670
3 諸支出金		20
	1 償還金及び還付加算金	10
	2 操出金	10
4 予備費		40
	1 予備費	40
歳出	合計	418,000

議案第18号

平成20年度能美市介護保険特別会計予算

平成20年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ2,993,800千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ10,700千円と定める。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 - 3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定300,000千円、サービス事業勘定5,000千円と定める。

(能美市介護保険特別会計)

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市介護保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		530,666
	1 介護保険料	530,666
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		651,093
	1 国庫負担金	491,450
	2 国庫補助金	159,643
4 支払基金交付金		892,372
	1 支払基金交付金	892,372
5 県支出金		438,308
	1 県負担金	425,720
	2 県補助金	12,588
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		452,632

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	452,632
9 繰越金		10
	1 繰越金	10
10 諸収入		489
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	439
11 市債		28,200
	1 市債	28,200
歳 入	合 計	2,993,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		47,933
	1 総務管理費	16,952
	2 徴収費	4,132
	3 介護認定審査会費	26,849
2 保険給付費		2,822,000
	1 介護サービス等諸費	2,550,600
	2 介護予防サービス等諸費	136,500
	3 その他諸費	3,420
	4 高額介護サービス等費	37,760
	5 特定入所者介護サービス等費	93,720
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		84,879
	1 介護予防事業費	57,627
	2 包括的支援事業・任意事業	27,252
5 基金積立金		10
	1 基金積立金	10

(単位：千円)

款	項	金 額
6 公 債 費		38,528
	1 公 債 費	61
	2 財政安定化基金償還金	38,467
7 諸支出金		240
	1 償還金及び還付加算金	240
8 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	2,993,800

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		10,620
	1 介護予防サービス収入	10,620
2 繰入金		20
	1 一般会計繰入金	10
	2 基金繰入金	10
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		50
	1 預金利子	10
	2 雑入	40
歳 入 合 計		10,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		7,949
	1 総務管理費	7,949
2 サービス事業費		2,651
	1 居宅サービス事業費	2,651
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	10,700

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	(千円) 28,200	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
計	28,200			

議案第19号

平成20年度能美市公共下水道事業特別会計予算

平成20年度能美市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,937,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(能美市公共下水道事業特別会計)

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市公共下水道事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		147,501
	1 負担金	147,501
2 使用料及び手数料		700,018
	1 使用料	700,007
	2 手数料	11
3 国庫支出金		80,000
	1 国庫補助金	80,000
4 財産収入		670
	1 財産運用収入	670
5 繰入金		872,100
	1 一般会計繰入金	872,100
	△ 基金繰入金	0
6 繰越金		10
	1 繰越金	10
7 諸収入		1
	1 預金利子	1
	△ 雑入	0

(単位：千円)

款	項	金額
8 市 債		1, 1 3 6, 9 0 0
	1 市 債	1, 1 3 6, 9 0 0
歳 入	合 計	2, 9 3 7, 2 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		930,891
	1 事業費	930,891
2 公債費		2,006,309
	1 公債費	2,006,309
歳出	合計	2,937,200

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	(千円) 35,800	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
公共下水道事業債	119,700			
下水道資本費平準化債	325,000			
公共下水道事業債（特別措置分）	93,700			
公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債	562,700			
計	1,136,900			

議案第20号

平成20年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成20年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ206,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(能美市農業集落排水事業特別会)

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市農業集落排水事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,000
	1 分担金	1,500
	2 負担金	1,500
2 使用料及び手数料		32,594
	1 使用料	32,593
	2 手数料	1
3 県支出金		13,356
	1 県補助金	13,356
4 財産収入		41
	1 財産運用収入	41
5 繰入金		50,000
	1 一般会計繰入金	50,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		8
	1 預金利子	1
	2 雑入	7

(単位：千円)

款	項	金額
8 市 債		107,100
	1 市 債	107,100
歳 入	合 計	206,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		71,590
	1 事業費	71,590
2 公債費		134,510
	1 公債費	134,510
歳出	合計	206,100

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	(千円) 11,800	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
下水道資本費平準化債	12,800			
公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債	82,500			
計	107,100			

議案第21号

平成20年度能美市温泉事業特別会計予算

平成20年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10,084
	1 使用料	10,084
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 預金利子	1
5 繰入金		5,400
	1 基金繰入金	5,400
歳入	合計	15,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		15,500
	1 温泉事業費	15,500
歳出	合計	15,500

平成20年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	17,600戸
(2) 年間総給水量	7,434,000m ³
(3) 一日平均給水量	20,300m ³
(4) 主要な建設改良工事	1. 配水管整備事業
	2. 配水管改良事業
	3. 施設改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款 水道事業収益	800,000千円
第1項 営業収益	797,200千円
第2項 営業外収益	2,800千円

(支出)

第1款 水道事業費用	789,200千円
第1項 営業費用	625,300千円
第2項 営業外費用	163,800千円
第3項 特別損失	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額472,500千円は、過年度分損益勘定留保資金282,908千円、基金積立金154,894千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,698千円で補てんするものとする。)

(収 入)		
第1款 資本的収入		594,400千円
第1項 企業債		563,700千円
第2項 工事負担金		5,010千円
第3項 分担金		22,190千円
第4項 雑収入		3,500千円
(支 出)		
第1款 資本的支出		1,066,900千円
第1項 建設改良費		766,100千円
第2項 企業債償還金		300,800千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	千円 563,700	証書借入 借入時期は平成20年度とする。 ただし工事の進捗状況等により起債 の全部又は、一部を翌年度に繰り越 して借り入れることができる。	% 5.0 以内	起債年度から据置期間を含めて30年以 内に償還する。
配水管改良事業				
施設改良事業				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第7条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

63,485千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、19,132千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 配水管整備事業	構築物	配水管	φ 50~250 L= 1,262.0 m
2. 配水管改良事業	構築物	送水管	φ 300 L= 429.0 m
	構築物	配水管	φ 75~300 L= 2,633.0 m
3. 施設改良事業	構築物	送・配水施設	一式

(2) 処分する資産

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	配水管	φ 75~125 L= 2,499.0 m

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成20年度能美市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		10社
(2) 年間総給水量	辰口第一工業用水道	10,950,000m ³
	辰口第二工業用水道	3,194,420m ³
	根上地区工業用水道	3,924,000m ³
(3) 一日平均給水量	辰口第一工業用水道	30,000m ³
	辰口第二工業用水道	8,750m ³
	根上地区工業用水道	10,750m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 辰口第一工業用水道事業収益	92,600千円
第1項 営業収益	92,360千円
第2項 営業外収益	240千円
第2款 辰口第二工業用水道事業収益	97,800千円
第1項 営業収益	97,750千円
第2項 営業外収益	50千円
第3款 根上地区工業用水道事業収益	110,800千円
第1項 営業収益	110,000千円
第2項 営業外収益	800千円

支 出		
第1款	辰口第一工業用水道事業費用	83,300千円
第1項	営業費用	69,500千円
第2項	営業外費用	13,800千円
第2款	辰口第二工業用水道事業費用	76,800千円
第1項	営業費用	57,000千円
第2項	営業外費用	19,800千円
第3款	根上地区工業用水道事業費用	108,000千円
第1項	営業費用	83,720千円
第2項	営業外費用	24,280千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額251,300千円は、過年度分損益勘定留保資金216,825千円、当年度分損益勘定留保資金32,200千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,275千円で補てんするものとする。)

(収 入)

なし

(支 出)

第1款	辰口第一工業用水道事業資本的支出	60,800千円
第1項	建設改良費	44,500千円
第2項	企業債償還金	16,300千円
第2款	辰口第二工業用水道事業資本的支出	132,900千円
第1項	建設改良費	0千円
第2項	企業債償還金	132,900千円
第3款	根上地区工業用水道事業資本的支出	57,600千円
第1項	建設改良費	4,400千円
第2項	企業債償還金	53,200千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 第6条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

16,832千円

(2) 交際費

100千円

(重要な資産の取得)

第7条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 辰口第一工業用水道事業	構築物	取水施設	一式
2. 根上地区工業用水道事業	構築物	配水施設	一式

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成20年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病床 103床、療養病床 40床(うち介護療養型医療施設 12床)

入院(年間)	41,280人	入院(1日平均患者数)	113人
外来(年間)	77,600人	外来(1日平均患者数)	286人

(2)介護老人保健施設

入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
入所者(年間)	26,280人	入所者(1日平均利用者数)	72人
通所者(年間)	4,840人	通所者(1日平均利用者数)	19人

(3)デイサービスセンター

定員	30人		
通所者(年間)	5,860人	通所者(1日平均利用者数)	23人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業収益	2,020,000千円	第1款 病院事業費用	2,020,000千円
第1項 医業収益	1,790,903千円	第1項 医業費用	1,955,814千円
第2項 医業外収益	229,095千円	第2項 医業外費用	63,885千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	373,100千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	373,100千円
第1項 営業収益	372,814千円	第1項 営業費用	351,708千円
第2項 営業外収益	285千円	第2項 営業外費用	21,391千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円
第3款 デイサービスセンター事業収益	52,300千円	第3款 デイサービスセンター事業費用	52,300千円
第1項 営業収益	52,290千円	第1項 営業費用	52,297千円
第2項 営業外収益	9千円	第2項 営業外費用	2千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業資本的収入	377,602千円	第1款 病院事業資本的支出	502,731千円
第1項 企業債	249,000千円	第1項 建設改良費	282,081千円
第2項 出資金	95,601千円	第2項 企業債償還金	220,650千円
第3項 補助金	33,000千円		

第4項 寄附金

1千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額125, 129千円は過年度分損益勘定留保資金6, 231千円及び当年度分損益勘定留保資金118, 898千円で補てんする。

収 入		支 出	
第2款 介護老人保健施設資本的収入	0千円	第2款 介護老人保健施設資本的支出	36, 247千円
		第1項 建設改良費	9, 566千円
		第2項 企業債償還金	26, 681千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36, 247千円は、過年度分損益勘定留保資金7, 198千円、当年度分損益勘定留保資金18, 577千円及び減債積立金10, 472千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設改修事業 医療機器整備事業	57, 000千円 192, 000千円	普通貸借又は証券発行	5. 0%以内(ただし、利率見直し 方式で借りる場合は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債 権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすること ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200, 000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は 議会の議決を経なければならぬ。

(1)病 院	職員給与費	1, 124, 256千円	交際費	500千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	218, 063千円	交際費	150千円
(3)デイサービスセンター	職員給与費	31, 672千円	交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	350, 000千円	救急医療の確保に要する経費	38, 410千円
		医師等の研究研修に要する経費	3, 928千円
		追加費用に要する経費	19, 969千円
		児童手当に要する経費	1, 680千円
		企業債償還利息に要する経費	33, 665千円
		高度医療に要する経費	95, 325千円
		元金償還に要する経費	95, 601千円
		経営安定に要する経費	61, 422千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院	361, 784千円
(2)介護老人保健施設	18, 135千円
(3)デイサービスセンター	1, 548千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	電子カルテシステム	一式	市立病院
	医事システム	一式	
	バッテリー式骨手術機器	一式	
	超音波骨折治療器	一式	
	手術台	一式	
	自動分析装置	一式	

平成20年3月3日 提出

能美市長 酒 井 悌次郎